

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

CRS 報告対象国最新情報

2020年1月14日

2019年12月27日付官報にて租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令(総務省・財務省令第3号)、及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(総務省・財務省令第4号)が公表された。日本の金融機関は、租税条約実施特例法に基づき2018年4月より報告対象国に居住する口座保有者の情報を国税庁へ報告しているが、今回の省令の改正を受けて新たに7つの国・地域が報告対象先として追加された。以下、簡単に概要を記す。

1. OECD/CRS 枠組における報告対象国追加

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の別表には実特法における報告対象先として88の国・地域がリストされているが、今回の12月27日付官報にて新たに以下の6つが追加された。

- ペルー
- ドミニカ
- カザフスタン
- オマーン
- エクアドル
- アルバニア

2. 報告対象地域「台湾」の追加

台湾はOECDにおけるCRS賛同国とはみなされていないが、日本とは2015年11月26日に「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と東亜関係協会との間の取決め」(日台民間租税取決め)が結ばれている。また、令和元年度税制改正により自動的情報交換を可能とする報告制度として「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」が改正されていた。

今回の12月27日付官報にて、報告対象国として省令で定める外国は台湾とする旨公表されたことにより、2019年分のCRS報告対象先として台湾居住者の金融口座情報が含まれることとなった。

3. 国税庁ウェブサイト

国税庁ウェブサイトには既上記7つを含む計95カ国・地域を報告対象国一覧として掲載されている。

[「報告対象国」一覧表\(国税庁ウェブサイト\(PDF\)\)](#)

したがって、日本の金融機関は2019年12月末時点で上記7つを含む報告対象国に居住する口座を抽出し、2020年4月30日までに国税庁へ報告できるよう必要情報をまとめる必要がある。

おわりに

CRSでは、特定取引を行う者等の居住地国を特定し、非居住については納税者番号等の情報を確認した上で、報告対象国居住者について、国税庁への報告が必要となる。世界各国の居住者の定義、納税者番号は異なっており、なかなか整理された情報がないが、デロイト トーマツ税理士法人では、報告対象国、各国の納税者番号、居住者の定義等を一覧にした資料を作成し、常に更新を行っている。CRSに関する契約を締結いただいた金融機関には、それらの情報を連携しており、好評を得ている。有料となるが、ご関心がある場合には、ご連絡いただきたい。また、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容の他、制度内容・法令等でご不明点等があれば、相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	近藤 祐美	yumi.kondo@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバー ファーム およびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアント へのサービス 提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー ファーム であり、保証 有限責任 会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービス を提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務 およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバー ファーム のネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス 提供を行っています。"Making an impact that matters" を自らの使命とするデロイト の約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバー ファーム またはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士法人を含む) がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワーク に無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワーク の公式見解ではありません。デロイト ネットワーク の各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001